

二戸市市民憲章並びに市の花・鳥・木の制定について

1 二戸市・浄法寺町合併協議会の協定内容等

合併協議会では、慣行の取扱いについて、「市民憲章、市の花・鳥・木については新市において新たに制定する」と調整したことを受け、二戸市が未来に向かって理想のまちづくりと望ましい市民像を目指すとともに、市民の一体感の醸成を図るため、平成21年度内での制定を進めた。

2 これまでの経過

市民憲章と市の花・鳥・木の制定にあたっては、二戸市の限りない発展と市民の幸せを願いながら制定するものである。このため、今年7月1日から8月21日までの間、市内在住者、市出身者及び市内通勤者・通学者から作品・意見の公募を実施した。

応募された市民憲章の作品、市の花・鳥・木に対する意見から採用作品等を選考するため、7月27日に二戸市市民憲章選定委員会（委員長：鳩岡矩雄、委員6名）を設置し、以来4回にわたる選定委員会を開催し、11月12日に選定委員会としての市民憲章草案と市の花・鳥・木を決定し、市長に報告した。

市民憲章と市の花・鳥・木について報告を基本に決定し、平成22年1月1日告示した。

《市民憲章、市の花・鳥・木の制定までの経過》

平成21年	7月 1日（水）	市民憲章、市の花・鳥・木の公募開始
	7月27日（月）	第1回市民憲章選定委員会 （市民憲章選定委員会の設置、委員長、副委員長の選出、公募内容の説明）
	8月21日（金）	市民憲章、市の花・鳥・木の公募締切 （市民憲章応募作品4編、市の花の応募数150点、鳥の応募数168点、木の応募数175点）
	9月 7日（月）	第2回市民憲章選定委員会 （市民憲章、市の花・鳥・木の応募結果報告及び市民憲章応募作品の検討、市民憲章の形式等の決定、花・鳥・木の候補の選定）
	10月 7日（水）	第3回市民憲章選定委員会 （市の花・鳥・木の決定、市民憲章草案の検討）
	11月12日（木）	第4回市民憲章選定委員会 （市民憲章応募作品の佳作の選定、委員会草案の決定）
	11月13日（金）	総務常任委員会において市民憲章、市の花・鳥・木の制定経過等について説明
	11月16日（月）	市民憲章選定委員会から選定結果及び草案について市長報告
平成22年	1月 1日（金）	市民憲章と市の花・鳥・木の制定告示
	1月 4日（月）	新年交賀会において市民憲章と市の花・鳥・木のお披露目式を行った。

3 市民憲章について

(1) 市民憲章

二戸の先人は、山紫水明の地に学び、質朴で聡明なる精神的風土を育みました。私たちも善き市民として、助けあい、高めあい、ともに歩むことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

緑まばゆい 山河
凜として 澄んだ大気
一人ひとりが光となり、二戸の大地を照らします。

未来をつくる 若い生命
未来を見守る 尊い生命
一人ひとりが根を張り、豊かな実りを結びます。

吹きわたる風 文化を運び
流れゆく水 心ころ潤す
みなが手を携え、温もりのある輪をつくります。

(2) 選定に当たっての基本的な考え方

委員会では、本市市民憲章募集要項、新市建設計画、市総合計画基本構想、合併前の旧2市町の市民・町民憲章、県内外市民憲章、県内合併市町村の市民憲章の事例を参考とし、次のとおり作品の選定、草案の作成に当たっての基本的な考え方を取りまとめ、検討した。

- ・二戸市の歴史や風土を踏まえ、市民がまちに対する愛情を醸成するとともに、まちづくりへの参加意欲が喚起されるようなものであること。
- ・自分の住むまちを誇りに思えるようなものであること。
- ・簡易な口語体で親しみ易い表現のものであること。
- ・前文と本文の2部構成のものであること。

(3) 本案の解説

ア 前文

【解説】

自然が豊かな環境の中で生まれ育ち、二戸を発展させた私たちの祖先は、堅実で賢い判断をする暮らしぶりや人間性を今に伝えてくれました。こんにちの私たちも善良なる市民として、まちに対して愛情をもち、連携・協働による豊かなまちづくりに意欲を高めていくよう、前文に願いを込めています。

イ 本文

- ・緑まばゆい 山河
凜として 澄んだ大気
一人ひとりが光となり、二戸の大地を照らします。

【解説】

緑豊かな夏の山々、厳しくも清々しい冬の大気。私たちは美しい自然との共生を心がけ、一人ひとりが家族や社会、人々の心に明るく暖かな灯りをともす、光となるような生き方を目指します。

- ・未来をつくる 若い生命
未来を見守る 尊い生命
一人ひとりが根を張り、豊かな実りを結びます。

【解説】

私たちは生命の重さをいつくしみ、個々の存在を尊重しあい、それぞれが自分のもつ夢や実現に向かって努力することにより、豊かな郷土をつくります。

- ・吹きわたる風 文化を運び
流れゆく水 ころも潤す
みなが手を携え、温もりのある輪をつくります。

【解説】

悠久の時の流れの中で、繰り返される歴史と自然の変転。培われた文化は人々の心を結び潤いを与えます。私たちは郷土への誇りを胸に、互いに支え合い、さらなる飛躍のために広く開かれたまちづくりを進めます。

4 市の花・鳥・木について

(1) 市の花・鳥・木

区分	選定結果	選定理由
市の花	やまざくら	早春の山野を明るく彩り、古くから田植えの目安とされてきた。市民の森、九戸城跡などにも多く植樹され市民に親しまれている。
市の鳥	きじ	留鳥で1年中姿を見ることができ、人里近くに生息する。九戸城跡でもよく見かけることがある。オスの飛び立つ姿は力強く、メスは「焼け野のきぎす」のたとえにあるように非常に母性愛が強い。
市の木	うるし	漆の樹液は天然塗料として優れ、長きにわたって日本人の生活と深く関わってきた。日本一の漆の産地である当市を象徴するものとして、最もふさわしい樹木である。

(2) 選定に当たっての基本的な考え方

市のシンボルとなる花・鳥・木については、応募された意見をもとに、市の花・鳥・木募集要項、旧2市町の花・鳥・木、市内における生育やゆかり等を参考にし、次のとおり選定に当たっての基本的な考え方を取りまとめ、検討しました。

- ・各シンボルの選定は、それぞれ応募されたものの中から選定すること。
 - 市の花：あじさい、やまざくら、りんどう、
 - 市の鳥：かっこう、うぐいす、きじ、おしどり、はやぶさ、やませみ、
 - 市の木：うるし、かつら、あかまつ
- ・二戸市のイメージにふさわしいものであること。
- ・二戸市民になじみが深いものであること。
- ・二戸市民に親しまれているものであること。
- ・二戸市を象徴するものであること。
- ・表記については、ひらがな表示とする。